

社会福祉法人 則信会 ケアセンター・ういすたりあ 運営規程

(訪問介護)

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人 則信会が開設する「社会福祉法人 則信会 ケアセンター・ういすたりあ」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 社会福祉法人 則信会 ケアセンター・ういすたりあ
 - 2 所在地 平塚市西真土4丁目23番35号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管 理 者 常勤 1 名 (サービス提供責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 2 サービス提供責任者 常勤 1 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 - 3 訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 人以上
訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日を除く。
- 2 営業時間 8:30 から 17:00 までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問介護の内容)

第6条 訪問介護の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

1. 身体介護
 - ① 排泄・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換・移動・移乗・外出介助
 - ④ 起床及び就寝介助
 - ⑤ 服薬介助
 - ⑥ 自立支援の為の見守り援助
2. 生活援助
 - ① 掃除
 - ② 洗濯
 - ③ ベッドメイク
 - ④ 衣類の整理・被服の補修
 - ⑤ 一般的な調理・配下膳
 - ⑥ 買い物・薬の受け取り
3. 介護予防・日常生活支援総合事業(内容については上記に同じ)

(利用料等)

第7条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、ケアマネージャー、家族へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平塚市内一部地域の大神、横内、田村、四之宮、真土、大島、下島、小鍋島、豊田打間木、東豊田、南豊田、豊田本郷、寺田縄八幡、東八幡、西八幡、長瀬、堤町、東中原、中原下宿、中原上宿、中原、南原、新町、御殿、追分、浅間町、富士見町、諏訪町、豊原町、中里、達上ヶ丘、上平塚、平塚、桜ヶ丘、見附町、錦町、紅谷町、明石町、立野町、宮ノ前、宮松町、天沼、宝町、老松町、榎木町、中堂の各地域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 積極的、自主的な研修会への参加。
 - * インターネット等を活用した学習、情報収集等。
- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年3月15日から施行する。

この規定は、令和2年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年1月4日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。(第6条 変更) (第10条 追加)